

### 第3回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成28年3月23日（水）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成28年3月23日（水）午前10時52分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
1 番 佐々木雄司君      4 番 保田 守君      5 番 丸山 明君  
6 番 治徳 義明君      7 番 原田 素代君      13 番 岡崎 達義君  
14 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員  
な し
- 6 事務局職員出席者  
主 査 青木 智彦君      主 事 青井 久君
- 7 審査又は調査事件について  
1) 北川勝義議員の資格決定について  
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） ただいまから第3回資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

きょうの議題ですが、きょうの資格審査は自治法の92条の2の訴えに、この3点の証拠が当たるかどうかということで今まで審議したわけですが、この証拠に基づいて、きょうの委員会では最終的な判断を委員会として行いたいというふうに考えております。

順番としては、今まで話し合ってきましたライスセンターについて、そして次にJAと、ここに書いておりますように、ワインと農協と議員の3者関係についてというふうなことで、一定の結論を出していきたいというふうに思います。その後、前回の振り返りをする中で、今後の方針について審議をしたいと思います。そして、その他というふうなことで考えております。

それでは、まず初めに申し上げましたように、ライスセンターについて今まで資料もたくさん出てきておりますので、前回も申し上げたように、資格審査ではこれ以上調査ができないので、場を移して続けたいというようなこともちょっと私のほうからも申し上げたんですが、そういう点でまず一定の結論をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ライスセンターの扱い、この資格に最終的に該当するかどうかということで皆様の御議論をいただけたらというふうに思います。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この件の提出者である下山副委員長は、どうお考えになってるのかをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（丸山 明君） はい、じゃあ、副委員長お願いいたします。

○副委員長（下山哲司君） 私は、前から申しておりますように、実態があればという、応用（後刻訂正）の部分での実態があればということで、それ以外には思っておりません。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 私があえて下山副委員長に御意見を求めたのには、要するに今までやってきて、きょうは一定の結論を出したいという委員長の御方針ですから、それはそれでいいんですけど、それぞれこれは非常に案件として重要なので、資格審査に諮るべきだというふうに提出された下山さんと佐々木さんと、それぞれの案件について、きょう決定を出すに当たってそれぞれの思いをお聞きしないと。私たちとしては、実は前回2月15日に、これは丸山委員長ですか、道筋の提起ということで大変わかりやすい文書をいただいて、基本的にはこれは網羅されてるなと思うんです。結局、最後の2ページ目の7、要するに二者択一の状況まで来たという思いできょうは結論を出されるというのは、非常にわかるんです。私たちとしては、当

然知らなかったことを1つずつ教えていただくわけですから、揺れ動きます。言ってしまうと、どっちになるかの結論を出さなきゃいけないんだけど、それに当たっては、思いの強い提出者の方が結果やってみて思いがあってやっとなら、やってみてきょうのこの段階でどういうふう判断されているのかというのは知りたいわけですが、私たちが判断するに当たって。そういうことで、実際調査をおやりになって、提出者としては今回のこの結論についてはこういうふう思っていると。例えば、結論を出す段階ではなくて調査を続けるべきではないかという御意見なのか、そこを聞きたいということをお願いしてるんです。

○委員長（丸山 明君） わかりました。いいですか、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） それは、前にも私が言ったように、お願いしとる書類が12月いっぱいだというふうに勘違いをしておりまして、3月いっぱいでないとしてこないということ、最終的な一部をいただけたらお願いした書類は全部そろそろんじゃないかというふうに思うんで、そこで判断させていただきたいというふうに思います。

○委員長（丸山 明君） 僕からもちょっといいですか。読んでいただいているんで、その点は原田さんのほうから今おっしゃっていただいたんですが、僕が道筋の提起ということで、前回申し上げたことがあったと思います。ちょっと待ってください。いろいろ、あちこち書いてあったもんですから。

要するに、私としては、実は行政にも国にも県にも、それからいろんな資料調べもする中で、ライセンサーについては特に気を入れて調べてまいりました。会っても、あるいは電話をしていろいろとやったわけです。細かく分析もしてみました。交渉もしてみました。もうこれはおわかりだと思ってるんですが、私は他市の例にたくさんお出ししたように、要するに全国で52の市が、これは兼業に当たるし、請負行為に当たるし、議員としてはやってはならんことだということは、ほぼ一致してるんです。

ただ、問題は請負の自治法の92条の2に当たるかどうかということについてだったんですが実は、ここいつも条文が飛んじゃうんですけど、公的施設の管理という244条の2だったと思いますけども、これに関してだけ自治省にも実は担当者がおりまして、全国の公的施設の管理をそこが一元的に掌握してるわけです。それについては、逐条解釈というものの中で、法律ではありません、自治省の解釈の中で、5番目だったと思いますけど、本条は請負には当たらない、なぜならば指定管理であるからということなんです。それで、僕が指定管理と請負は言葉遊びじゃないかというふうに詰め寄ったわけですが、それは向こうも職場としてあるわけですから指定管理の職場が、絶対否定するんです。どんなに言っても、調査もだめですと言われるんです。県も追い返されたんです、出ていってくれと。そんなこと言い張るんだったらお門違いだと、事務局を通してちゃんと話しに来いというふうな態度です。ですから、どんなに理屈でというか、我々の考えで思いで、指定管理をまさに請負じゃないかと言って詰め寄っても、これ以上やることが可能なのかと言って詰め寄っても、向こうは役人ですから仕事がかかると

るわけです、そこは譲れません。ですから、裁判でもということで弁護士に行きましたが、弁護士が僕によく懇意にしている人が、そこまではよう調べてくれたけどいろいろな例もあるからおさめなさいよと、次の手があるじゃねえかと。いわゆる政治倫理ということで問えば問題はないんだから、そういうことでひとつやってみられたらどうか、皆さんにもお話をされたらというふうなことで、議員の皆さんにお諮りするような形がとれば、そっちの面で行くしかないのかなというふうに、私がことしに入って2月に自分の中で悔しいですけども、一定の方向転換をしたわけです。ですから、そのあたりを書いたつもりなんです、僕としてはその筋道の中に。そこをお読みいただいて、自分たちの資格審査ですから、92条の2は岡崎委員も言われるように、その場なんです、ここは。ですから、92条の2に当たらないことを、これ以上ライスセンターに関して自爆テロみたいなことになっちゃうわけです、変な話。というのは、向こうは非常に厚い壁です。そういうことです。私が言えるのはそこまでです。そこまでって全部言っちゃったんですけど、済いません。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お話はよくわかりました。それで、私のほうからは1つ提案というか、こんなんでしょうかということのお話をさせてもらいたいんですが。

ということになれば、今回の資格審査委員会としては、要するに今まで、とはいえ実態を追ってきたわけです。実態を追ってくる中で、委員会、議会のほうがこれを決するという部分の中で、我々が責任を持って判断をしていくんだと。そのための資料集めもするし、状況証拠集めもやっていくんだということだったんだけども、そういう方針を改めて、実態とかではなくて要するに形式的なものだけを見て判断するんだと、こういう方針に切りかえるということではないんですか。

○委員長（丸山 明君） いや、そんなこと言ってないでしょ。そういうことを今お聞きになりました。僕はそう言ってない。僕が言ったのは、ライスセンターについて今言ったんですけど、公的な施設、公の施設の指定管理者として非常に問題があったという実態は、皆さんももう御存じのとおりです。我々は、その実態を見たんだけども、一方で指定管理先の業務にかかわり、市から補助金を受けてそれを報酬とした人がいると、議員がいると。そういうものを我々は見ちゃったわけですから、議会活動を通じて、その実態を知りながら議員として傍観するというふうなことは、議員の倫理としてはどうなのかということに結局行き着くんじゃないかと僕は思ったということなん。だから、どうできるんだと、我々は何をすべきなんだということをお審議いただきたいということ。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 何か変なことをおっしゃられるんですが、我々資格審査特別委員会

は、資格審査のことについて判ずるべきであって論ずるべきであって、けしかりとかけしからんとか倫理だとかというようなところにまで言及して、次なる手のことをおっしゃいましたけども、そこまで範囲を広げて我々やるんですか。行き過ぎじゃないんですか。

○委員長（丸山 明君） いや、だからそれを話をしてくださいという、その意向を言っただけ。

○委員（佐々木雄司君） そもそも、そういうことを話し合うこと自体が、私はこちらの場にふさわしくないのではないかなと思ったりしますけど。

○委員長（丸山 明君） いや、まさに僕はふさわしいと思いますよ。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、ちょっと待ってください。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 冷静に。冷静にやっていただかないけんので。最終的に言うたら、委員長報告をする段階の話になってきとんじゃないかと思う。最終的にお願いしてある書類が一部だけ出てないものがあるので、それが3月いっぱいということで4月になればもらえるということなんで、それで締めをする段階において、どういうふうな委員長報告を仕上げるかというのが皆さんに御相談の範囲じゃないかと僕はそう思うとんですけど。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） それはやぶさかではないと思うんですが、先ほど委員長がおっしゃられた資格審査92条の2を判ずるといふか論ずるべき場で、次の倫理違反だとか何だとかかんだとかというような言葉がこの場に出てくること自体が不適切ではないかなと。92条の2について、我々はどうかであるのかという結論を出していけばいいだけのことで、そこから先の議員としてのことについては、そこから先のところで各自判断すればいいだけの話で、この委員会全体を巻き込んで、どうかであるのか、次のステップをどうするのかみたいなことまで私はするような場ではないのではないかなと思ったりするんですが、皆さんどのようにお考えになられるんでしょう。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（丸山 明君） ちょっと待ってください。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと委員長待ってください。今の委員長の言葉はちょっと行き過ぎの部分があると思う。ですが、いいほうへ理解すれば、先ほど言うたように、委員長報告の内容については辞任せえと、こういう話にはならんと思うんです。ですから、そういうことについて、今委員長が過激な言葉を使われたんじゃないけど、内容的にはそういうふうに私は理解して思うとんです。この委員会をやった価値観というものを委員長報告として報告せにやならんのではないかなというふうに考えております。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ちょっとその議論とはまた違うんですけども、私も原理原則守っていくべきだろうと、応用というような話もありましたけども、それは違うんだろう、目的外になってしまうんだろうと思ってます。前回、金谷議長のとときに小田委員長、下山副委員長がやられたように、原理原則で92の2に該当するかしないかということで判断をしていただいて、それ以降のことは個々で考えられたらよろしいんだろうと思ってます。

以上です。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

いいですか、ちょっと僕一言言っておきたいと思う。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、先に。

○委員長（丸山 明君） あ、そう。じゃあ、保田委員。

○委員（保田 守君） 下山さんが言われた、1枚書類が出てくるというのは何でしょう。

○委員長（丸山 明君） 決算の関係で、やっと決算ができたからライスセンターの決算報告。

○委員（保田 守君） ほんなら、その決算報告を確認して。わかりました。

○委員長（丸山 明君） それた話ではないんですけど、資格審査というのは過去にも開かれてまして、金谷議長の件だけではないんです、その前にもありました。僕が知ってるのは、小倉議員がおられたころにあったそうなんですけども、そのときに結局結論的には今の議員倫理規程というものに最終的に結実したんだというふうにお聞きしたことが何度かあります。そういうことがあったんで、僕の念頭にあったんで、我々も議員をやっている以上、自分たちの矜持というものがありますから、残念ながら92には、確かにこれは解釈の関係で書かれたものがありましたので、そういうことを申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

以上です、私からは。

何か御意見がありましたら。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員が言われようた農協の分なんですけど、北川議員が総務……。

○委員（原田素代君） 1つずつしたほうがいい。

○委員長（丸山 明君） とりあえず、ライスセンターを決着して、それから前回佐々木委員が言われたような話もあったのと思ってんですけど、ライスセンターの件についてはどうでしょうか。そういうことで御意見がありましたら。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） もう一度確認するんですが、指定管理と請負というようなものは違うんだという部分で、しかし明らかにこれは請負ととれるようなものを指定管理という名称で契約をしていると言わざるを得ないんだというような、そういうような証拠を集める、あるいは調査を進めていくという、そういうやり方ではなくて、既に指定管理というような契約の仕方をしているから、そのところを見てこれは請負ではないんだというような、こういう判断を下していくと、こういう方針であるというふうにとっていいわけ。その部分で検討してくれというような、委員長のほうのそういうイニシアチブなんだということで理解しておいていいんですか。

○委員長（丸山 明君） 私から御返答してもよければしますが、いいですか。

○委員（原田素代君） 私。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） 佐々木委員、2月15日の資格審査委員会で丸山委員長が提出されてる2枚物の文章を読むと、非常にわかりやすいのです。この間の振り返りと、それと今委員長がおっしゃったように、それこそ国や県や弁護士や、本当に丸山委員長のほうがいろいろなところに具体的に議論を吹っかけるぐらいの勢いで調査をしていただいているようなことです。それが全部書いてあります。これを読む限りでは、当初私たちがこれを立ち上げた時点で非常にダティーな、いわゆるグレーゾーンであるのではないかと。そこから始まったわけですから、グレーゾーンがどうだったのかというのが今回この丸山委員長が出された文章で、結果として私たちはグレーゾーンだと思ったわけです。だけれども、法的な根拠として、そこはそういう私たちの根拠がグレーゾーンでは結論は出せなかったというふうに思わざるを得ない。この文章を読む限りで非常にわかりやすく、それから委員長の御努力もよくわかると思っています。ですから、今佐々木委員が言ったような、そういう意味でのイニシアチブだとは思いますが、これをもう一回読んでいただければ、要するに短絡的にきょうの御提案が出たのではないということが私はわかっていただけたと思います。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 原田委員、ありがとうございます。

私もそのとおりだと思います。文章を見させていただく中で、総務省に言われた、県に言われた、弁護士に言われた、ああそうですかになっちゃってるんです。そうではなくて、そういうものをひっくるめて、いろんなものをひっくるめてこの上にぼんと置いたときに、実態はどうなのかというところをこのところの権能として、自治法のほうにはこれを議会のほうで決しなさいと言われてるんですが、そのところがないですよと、言われるがまま。総務省がこう言いました、自治局がこう言いました、県のほうが請負と指定管理というものは違いますというような、どこが違うかというようなところの教示を受けた、弁護士さんも法律の話だからそう言われるんだったらそうでしょうというふうにおっしゃられた、それで判断するんで

すかということを私は聞いてるんです。ほかにもう一個調べるところはないんですかと。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） この文章を読めばよくわかるんですけど、1回から今回までずっとそういう議論を実はしてるわけです。行きつ戻りつ行きつ戻りつしてきたわけです、今佐々木さんがおっしゃってるように。我々としての権限でこの資格審査をどう判断するかと議論を重ねてきた、その側面で委員長がいろいろ法的根拠を確認してきたというのがこの2枚目に書かれているわけです。ですから、私たちはおっしゃるような議論をここでしてきた中で、最終的にさまざまな法的な規約や制約のもとで、再度じゃあどうしますかと言って委員長が皆さんにお諮りしたわけですから、佐々木さんがそういう外郭団体、国や県や弁護士の話はもういいじゃないかと、ここで議論すべきだという御意見であればすばいいんです。だから、私の中では、これを読んできょうのそういう御発言を聞いて、私としてはライセンスセンターの問題についてはこういう結論を、資格審査のことについてはグレーだけでは進まなかったという結論に至ったということですから、それはもう佐々木さんがそうおっしゃるんならされたらいいと思います。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私は、そういうつもりではなくて、イニシアチブの問題で委員会としてどういう方針で決めていくべきなのかというところの範囲でしか見ておりませんで、その条文というか法律に基づいて、これは指定管理という契約の方式をとっているから請負ではないんだという法律の表題の面で判断するのかわからないのかというところが、どっちの判断でしていくんですかというところをお尋ねしてるだけです。委員会として、いや、こういう方針で判断していきますという、このところでジャッジメントを下さいというふうにおっしゃっていただければそれに沿って判断するだけです、私は。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほど、グレーというお話がありましたけど、92の2であればもうグレーではないんだろうと思ってます。ほかの視点から見ればわかりませんよ、それは個々でこの場です話じゃないんでほかのことですが、92の2ということであれば原田委員が言われたようなグレーでは何も、完璧な白なんだろうと思ってます。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 濟いませぬ、私先ほど応用と言うたんですが、運用と間違いなんでその辺訂正しておいてください。それで、私が前から言うたように、運用の部分で実態があればというのが文章の中にあつたもんですから、それを確実にするというのはこの決算を、3

年度のをいただくということでお願いしとって2年度しかいただいてないんで、3年度のをいただいた時点で判断をするのがいいんじゃないかなというふうに私個人はそう思ってますんで、そういう考え方で私はおります。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） じゃあその決算書類というものをおとりになられて、何を、それで判断を我々に求めるおつもりなんですか、委員会として。お考え聞きたいと思います。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 先ほど言ったように、個々の判断ですから、その時点で御判断いただけたらいいんじゃないかと思えます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 個々の判断に至る前に、それを取り寄せて、それを我々に御提示いただくわけなんでしょうけども、委員会として、御提示いただく理由というのは何なんでしょう。3末の決算がなければ何がわからないとおっしゃられているんですか。ただとって知りたいだけだったら、委員会のメンバーはそれにおつき合いしなきゃいけないんですかと、個人でおとりになられることも可能じゃないんですかということになるんじゃないでしょうか。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） この会が始まったときに、3年間お願いするということでお願いしとったわけで、それがもういいという話でまだなってませんので、いただくべきものはいただくという考え方でおります。

○委員長（丸山 明君） ここで事務局、どういう予定になっとるかな、資料の件は。もし、前のが残ったと思うんで、期が終わってないんで出せないで、27年度は。出してくれるはずになっとると思うんじゃないけど。

○議会事務局主査（青木智彦君） 4月の何日かとははっきりとはわからない。3月末が終わらないと出てこない、ということしか聞いてないです。

○委員長（丸山 明君） というような過程の話になっとんですが。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど委員長のほうが、まだ明確な方針はいただいておりませんが、ある考えとしまして、ライスセンターのことについては92条の2で判断をつけようという段になっているにもかかわらず、これ以降に出てくる資料というものに何か意味があるんで

すか。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長お願いします。

○副委員長（下山哲司君） ですから、まだ最終的に皆さんが全員がもうこれでいいからしまえという話になってませんので、最初にお願ひした、要求した書類はいただいた時点でその判断をしていただくというふうに私は考えております。

○委員長（丸山 明君） ライスセンターの件はどうでしょうか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 下山さんが言われとるのも、たしか最初そういったことは覚えとって、ここは何か方向性が出とるようなんで、もう一回出るまで私はここへきて慌てる必要がないというてからやればいいんじゃないかな。恐らく、皆さん方向性は出とると思うので、結論を出したい。

○委員長（丸山 明君） わかりました。大体御意見はそういうことでお出しいただいたんで、とりあえず一つ一つからというふうに考えてますんで、ライスセンターの会計担当の責任者として北川議員が活躍をされてたと、動かされてたということについて、きょう一定の御結論を、92条の2に該当するかどうかということで皆さんの御意見を賜ればと。するかどうかというよりも、その扱いについてということになりますかね。

○委員（下山哲司君） それは、じゃから次でいいんじゃないねえの。

○委員長（丸山 明君） そういうことでよろしいんですか。きょうのその議論、これでよろしい、ライスセンターの件は。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） 最後にそれ決とってもいいんだけど。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、はい、はい。

○委員（原田素代君） 佐々木さんのような意見と保田さんのような意見があるのですから、そこだけはちょっと確認をとっておいたほうがいいんじゃないですか。要するに、意味がわからない、待つ必要はあるのかという意見と、当初から提案してたんだから一応全部提出してもらってからにしたらという意見がまだ決着してません。

○委員長（丸山 明君） 資料の件ね。

○委員（原田素代君） そうそうそう。だから、方向性について後で確認、採決していただければいいんで。ただ、その条件を本日付になるのか、提出を待つのかという、そこだけちょっと。それも採決のときにやりますか。

○委員長（丸山 明君） もう一件あるんで……。

○委員（原田素代君） じゃあ後でやりますか。

○委員長（丸山 明君） どうでしょう。決をここでとったりするのは。

○委員（原田素代君） 最後にね。

○委員長（丸山 明君） 最後でいいと思うんですが。

○委員（原田素代君） じゃあそうして。

○委員長（丸山 明君） ライスセンターの件で特に御意見がこれ以上あれば、お聞かせいただいたらと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） わかりました。じゃ、そういうことでライスセンターについては以上のような御議論をいただきました。

次に、佐々木委員にいろいろ努力をしていただいていると思うんですが、議員とワインと、そして農協との絡みの証拠に基づいた議論の中で、佐々木委員がおっしゃるのは、3者の利害関係というものが立証できるかどうか、請負関係が立証できるかどうかということの一つの重要な考え方なんだと、そこを深めていきたいというふうなお話だったと思いますので、そちらのほうの議論に次に移りたいと思います。

農協と是里ワインとの関係は、資料では10株の株主にJ Aがなってる、そしてJ Aの彼が非常勤の理事に就任をしているというようなことで、きょう農協法をおつけしてます、資料として。そういうことでお考えいただければいいと思うんですが、そのあたりの議論を、きょう一定のこれも結論をいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ですから、さっきライスセンターのときにお話をさせていただいたんですが、ライスセンターのほうは厳密に92条の2の部分で請負に当たるかそれとも請負に当たらないのかというところで、請負の実態があるかないかという判断ではなくて、契約が請負になっているのか、契約になっていないのか、このところで判断していくんだということであれば、是里ワインの件も同じような解釈で判断していかなきゃいけない、違いますか。これはこうでこれはこうだみたいな、ダブルスタンダードみたいなことを委員会の中でできないでしょ。どうなんですか、それは。

○委員長（丸山 明君） という御意見でございます。

何かこの件でほかに。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 佐々木さんの意見もそうなんですが、私は最初に下山さんにライスセンターのことをお尋ねして、ワインの問題は佐々木さんのほうがいろんな思いでいろいろ準備もされてきてらっしゃるわけだから、ライスセンターの決着の問題と、それは当然一貫性がな

いといけないわけですけど、佐々木さんの思いがどこにあるのかというのは聞きたいです。きょうこういうふう結論を出そうという段階に至って。だから、ライスセンターのようなやり方ではない切り口があるのだと、もしくはそういう方向ではなくて僕はこういうふう考えたのでこういう提案をしたと、その辺がちょっとわかったほうが。委員長を責めるように、ライスセンターでそうやるんならワインだってそうならざるを得ないでしょ、どうするんですかじゃなくて、佐々木さん自身が今回提案されてきた思いがどうなのかというのはここで言うただかないと、みんなもそうかと言って議論になるんだかならないんだかというふうな。だから、そういうふうに御自分の思いを語ってほしいと思いますけど。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私の思いは、前回までに申し上げておりますけども、またきょうもライスセンターのことでお話し申し上げておりますが、契約がこうなってるからこう見るんだというのであれば、別に委員会なんか開くこともなくて、それぞれが判断してもよかったわけです。それをこうやって委員会を開いて、一つ一つの各案件について、資料を取り寄せて総合的に判断していこうという中であれば、中身に踏み込んで、実態はどうなのかというところを皆で調べていく中で一つの合意形成をつくって行って、最終的にそれぞれの判断になっていくというのが本来あるべき姿なんだろうなど。そういうぐあいに思えば、ライスセンターの話にしても非常に残念ですし、ライスセンターの話がそういった方針にならないのであれば、そういった同じような方針で判断せざるを得なくなってくるのであれば、3者是里ワインの話にしましても実態はどうなのかと、実際はどうなのかというところまで判断することができずに、その結果もやもやとしたようなものが残るのであれば、これは非常に残念なことだというのが私の考えです。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○副委員長（下山哲司君） 一つだけよろしいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員は北川議員が理事の総務委員長をしょうられるのを、農協のしょうられるのを知っとられます。

○委員（佐々木雄司君） いや、続けてください。

○副委員長（下山哲司君） 総務委員長の立場は、企画、それから理事の運営する総務委員長というのは重要な立場におられるというんで、一般の理事とは全く違う立場におられるんじゃないかというふうに思ってます。私も、ただしょうるというのは聞いとるだけなんで、そこから先は調べとるわけではないんで、佐々木さんのほうがどういう認識でおられるんか、その辺はちょっとお聞きしてみたいなと思います。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私の認識がというより、そういったようなものまで及んで、調査をしていくのかいかないのかというのがこの委員会の中で話し合われるべきところだと思いますので、委員会としてどのように考えていくのですかということに、逆に私のほうからこの委員会に対して質問したいと思います。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

今の御意見で何かございましたら。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員に、いろいろ農協の件に関しては提案していただいたり資料をつくっていただいとんで、そういう関係でお聞きしたんで、そのことに関して皆さんとお話ししていただければもう結構です。

○委員長（丸山 明君） 要求書は一番最初に出てましたから、皆さんもそれぞれお目に通されて、どういう問題がありどういう問題がないということはお考えいただいたと思うんで、この件に関して御議論があれば。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほどのことと一緒になんですけれども、92の2で判断するということになれば、請負だけじゃなくて主たるというような条件がついてる、これは半分以上関連してないとだめですよと、もし半分以下だったとしても重要な部分が主と関連してなけりゃだめですというようなことが92条にはあるんで、もう関係ないんですいうか、92条ということでは無理があるんだろうと思います。全国的に該当の市と関連する理事になることの議論というのは確かにあって、これはJAだけじゃなくていろんな社協であるとか、そういうことに理事になること自体は云々、ちょっと問題があるんじゃないかというのは全国的に議論はあるのは確かでしょうけども、それはこの問題とは目的外になってしまうんで、92の2で判断をすれば農協も問題なしという形だろうと考えています。

以上です。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

手元に農協法があると思いますけども、微妙な言い回しの文章でございます。確かに、私見は言わんほうがいいのかな。

○副委員長（下山哲司君） 言わんほうがいい。

○委員長（丸山 明君） わかりました。ということで、思いはあるんですが、こういう状態でございます。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、提案。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 皆さん今そういう御意見をお聞きした中で、そろそろという段階じゃないんかと感じるんで、もうきょうはこれで閉会して、次に最後の締めをするという形でどんなですか。

○委員長（丸山 明君） 僕は、最初のレジュメを言ってるんで。

○副委員長（下山哲司君） あとは委員長にお任せします、意見ですから。

○委員長（丸山 明君） わかりました、ありがとうございました。

私としては、この2件の証拠に基づく92条の2について、一定の結論を出した中で、今後取りまとめをしていかんといかんもんですから、どういう方向で今後の道筋を考えられますかというようなことも次にお尋ねしたいということで考えておりましたので、そのように今副委員長が突然、ここできょうは閉めてというわけにはいかんというふうに思って申し上げたんです、済いません。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） ワイナリーの問題について、佐々木さんの中ではまだすっきりとしていない部分をお持ちのようですから、もうちょっと佐々木さんなりに整理していただいて、提案していただいたほうがいいのかという思いはありますが、4月18日ってここで提示されている今回は、下山副委員長がおっしゃるような資料が出た上でのお話ということであるでしょうから、きょうは一応その話が大体煮詰まったので、18日の段階で最終的な決をとっていただいて、委員長報告に至るということにさせていただいて私はいいと思っています。そうしていただくことに異議はありません。

○委員長（丸山 明君） 僕としては、だから最後のお尻のところを皆さんで感想じゃないんですけれども、議論をしていただいて、委員会を閉じるに当たって、次のステップも全くないことはないんだよということは申し上げ……。

○委員（下山哲司君） そりゃまた。

○委員長（丸山 明君） 済いません、つい要らんことを言うんですけども、そういう……。

○委員（原田素代君） よく、思いはわかっております。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございました。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 佐々木委員が農協の件でやっていただいとんで、佐々木委員がそういうことでいいということになればこっちもそういう話になるんで、そういう考え方でよろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほど来から言っておりますけども、吉井ライスセンターの件で実態の把握ではなくて、契約がどうなのかという契約区分で物事を判じていくということであれば、同じように是里ワインのものも同じ基準で判断していかなければならないというのは、そのように思いますし、そういった方向性をとられるのであれば、非常に残念なことだというふうに私はお答えをしておきたいと思います。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

今の農協とワイン、議員の3者の関係で御意見があれば、保田委員どんなですか。

○委員（保田 守君） 92条の2でいうたら、当たらないと思ってます。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 濟いませぬ、今保田委員のほうで92条の2に当たらないというふうに農協のものはというふうに発言されたんですが、それはどういう根拠でおっしゃられてるんですか、調査も何もされてないのに。ちょっと理由を述べてください。

○委員（保田 守君） ちょっと控えさせてください。

○委員長（丸山 明君） いいですか、じゃあ治徳委員。

○委員（治徳義明君） 資料が2つ添付されてるんですけども、これ資料の説明というんですか、何のためにきょう出されてるのか。

○委員長（丸山 明君） 一つは、農協法を出してるんです、30条の5というの。これ実は前回の、その前に一回岡崎委員のほうから御提案があったんですけども、農協法の30条の5を一遍調べてみてくださいと。そこに明確に書かれていることがあるんで、それによって我々も判断する資料の一つにはなるんじゃないかというふうなお話をいただいてたんです。それで、事務局のほうにお願いしてとってもらいました。これが、その文面でございます。それから、もう一点については、私がちょっと要らんことを言ったかもしれないんですが、非常に似通ってるというふうな意味で、私どもの資格審査、議員の資格審査というふうなもっと大きな意味で、議員の政治倫理というものがそう言えばあったなというふうに思いまして、事務局にお願いをしてこういう規程が現在我々はあるんだと。これができたのはそう遠い話ではないわけです。平成21年3月2日にできてるわけですから。ですから、そのときも北川議員の問題等もあって、このようなものができたんだというふうなことも何か聞いたような、できたいきさつは違うんかな、そういうことでございまして、ずっとあるということでございまして……。

○委員（治徳義明君） 要は参考資料程度で。

○委員長（丸山 明君） そうです、そうです。そういうことです、濟いませぬ。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） お尋ねしますが、倫理規程の参考資料は何のために出てくるん、これは何を言わんとしてるんですか、もう一回お尋ねします。

○委員長（丸山 明君） 議員の矜持です、これは。議員はこうあるべきだということを赤磐市としてつくったんだということです。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） はい、わかりました。それは、この場で我々に何を求めていらっしゃるんですか、それをお尋ねしてるんです。

○委員長（丸山 明君） それは、自分の考えの根底に入れてくださいよ。

○副委員長（下山哲司君） 冷静に言ってください。

○委員長（丸山 明君） はい、下山副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 最終的に市民の皆さんに報告せにゃいけん報告に当たって、縮めに、資格審査は終わったけれども、倫理としてということ一言つけ加えにゃならんのかなというふうに思いますので、意見書として。報告と意見書と両方必要になってくると思うんで、そういう部分でそういうものが必要になってくるんじゃないかというふうに私は思っております。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） それ以前の問題として、委員長がずっと準備されてきた他の自治体での指定管理に関する条例ですよね。これはもう避けて通れないと思うんです。この委員会としているいろいろ調べていろいろ議論したけど、これがなかったというところに一つは大きくぶつかったわけですから、倫理条例もさることながら、具体的にここを私たちが提案して、条例制定をする責務というのは残ると思っています。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） その部分に関しましては、原田委員と同感であります。ただ、倫理規程云々どうのこうのということに関しましては、総括して、報告書なり意見書なりを議会のほうで発表させていただく中で、議員それぞれが、それは倫理規程にどうなんだということの疑問を抱いて、判断を動いていくというのが本来あるべき姿なんだろうなと。そういうようなところの前段の部分で、議会に、この中でです、92条の2を判断してるこのところが踏み込むべきところでないところに踏み込んで、議会とか聞く方々に印象操作とも言えるようなところをおやりになられるというのは私はどうも承服できない部分であります。ですので、こういった倫理規程の書類がこちらの場所に各委員の机の上に置かれて、委員会として何をおっしゃられようとしているのか、私は全く見当もつかないものですから。この委員会を運営していらっしゃる委員長に、この資料はどういった意味で私の机の上に置かれてるんですかと、ほかの委員のメンバーの机の前に置かれてるんですか、これはちょっとたださなきゃいけない、聞かな

きゃいけないと、こういうことでお尋ねしてるんです。

○委員長（丸山 明君） 必要じゃなかったら破って捨ててくれえ、そんなものは。ごみ箱に入れて。

○委員（原田素代君） 委員長。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、そういう言動をしたらだめ。正式に委員会やりよんですから。

○委員長（丸山 明君） 私が事務局と相談して、必要だと思ってこれは出したん。

○副委員長（下山哲司君） じゃから、それはそれで……。

○委員長（丸山 明君） 必要でねえものは必要でねえんじゃから、それでええじゃねえか。

○副委員長（下山哲司君） 必要のないと思う人は……。

○委員長（丸山 明君） 何を言うとなんら、ちょっともう一遍言うてみる。

○副委員長（下山哲司君） 冷静にしてください、冷静に。それはいけんよ、委員長が悪い、委員長が悪い。

何ぼどうあろうとも委員長は冷静にやってくださいよ。

○委員（佐々木雄司君） おお怖い。

○委員（原田素代君） じゃ、済いません。今の佐々木委員の発言は、それぞれの思いで議論してまとめればいいだけですから。だから、今丸山委員長がおっしゃったように、それは丸山委員長の思いもあって出されてるわけです。だから、これで決めるということじゃないと思います。ですから、これも一つの参考に、要するにそれぞれの思いがありますから、ここに集まった委員さん。だから、このことも含めて準備をされたんだと思うので、そういうふうに理解されたほうがいいと思います。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほどの一連の発言の中で一部取り消していただきたいと思う。

○委員長（丸山 明君） 何を。

○委員（治徳義明君） 先ほどの……。

○委員（佐々木雄司君） いや、その前に謝罪でしょ。

○委員長（丸山 明君） 何を取り消すんなら。

○委員（佐々木雄司君） はい、はい、はい。

○委員（治徳義明君） ごめんなさい……。

○委員（佐々木雄司君） そんな言い方すんなら退席よ、もう。

○委員（治徳義明君） 委員長の……。

○委員長（丸山 明君） 退席すりゃええじゃねえか。

○委員（佐々木雄司君） わかりました、退席します。

- 委員長（丸山 明君） 退席してくれい。
- 委員（佐々木雄司君） 退席、はい退席します。
- 委員長（丸山 明君） おお、出てくるな。
- 委員（佐々木雄司君） 退席です。委員長命令で退席です。
- 委員長（丸山 明君） そうしてくれい。
- 委員（佐々木雄司君） はい、はい。退席です。
- 委員長（丸山 明君） 帰れ。
- 委員（佐々木雄司君） はい、はい。

〔委員 佐々木雄司君 退場〕

- 委員長（丸山 明君） くそつたれめが。ちばけるな、おめえは。
- 委員（下山哲司君） いいんじゃないですか。
- 委員（原田素代君） 気持ちはよくわかるよ。
- 委員長（丸山 明君） いや、今まで彼はいつも揺さぶってじゃな、両論を常に言って、人を迷わせるようなことばあやっというじゃな、何がこの資格審査にふさわしい議員なん、ふざけるなというのが彼に言いたいことです。
- 委員（原田素代君） 副委員長ちょっと、まとめて。
- 副委員長（下山哲司君） 委員長、冷静をお願いします。委員長、ですから大体の皆さんの御意見はもう認識できたと思うんで、ちょっと早い表現かもしれませんが、次を18日をとっていただいとんで、それまでに報告書をつくりますので……。
- 委員（原田素代君） それまでにつくっちゃうの。
- 副委員長（下山哲司君） いや、案です、案です。案をつくりますので、つくった報告書を皆さんに協議していただいて、それで委員長、副委員長に任す言われたんじゃ困るんで、こういう内容については。百条なんかとまた違う委員会ですから、それを皆さんで諮って、最終的な判断だということにさせていただかにやいけんので、案をつくりますので18日をとっていただいとんで、その日に最終的にそれを見ていただいて、それでいいということになれば会を閉会ということにしたいんですが、どうですか皆さん。案ですけどこれは、私の。
- 委員（原田素代君） 事務的なことなんですけど、これは10時からですよ。
- 委員長（丸山 明君） ええ、そうです。
- 委員（原田素代君） 濟いません、1時半から厚生の打ち合わせを入れてるんです。
- 委員長（丸山 明君） そりゃ、濟むでしょう。
- 委員（原田素代君） と思いますよね、そういう事情がありますということで。
- 委員長（丸山 明君） わかりました。濟いません、ちょっとエキサイトしましたけど。
- 副委員長（下山哲司君） それまでには、残ってる1枚の資料はいただけるんだと思うので。

○委員（原田素代君） 25日のこのまとめのこと完璧ですから、これプラスつけ加える判断があれば。すごいわかりやすく整理されてる。

○委員長（丸山 明君） もし、疑問があれば僕も今までのもの全部ファイルしてこのように整理しておりますので、どんなことでも私の調べとることは全部保管しておりますので、お答えします。

それでは、済いません、穏やかな話をしなくて申しわけなかったんですが、次回4月18日を入れております。それまでに、さっき副委員長が言われたように、一定の報告をできるようなものを案としてまとめますので、それを皆さんで御審議していただいて、6月の議会に御報告というような形になりますけど、僕はそういうことで十分意味があった委員会であったというふうに思ってますんで、ひとつこれを何らかの形で引き継いで残して、よいものは残していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） 今、案と言うたのは、それをあれにして皆さんの意見を聞いて修正して、6月ですから十分日にちがあるんで、お聞きした上で、直して出ささせていただくような格好にしたらいいと思うんで提案をさせてもろうんで、皆さんが御理解いただければそれで。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（丸山 明君） じゃあ、きょうはこれで資格審査委員会を終了いたします。ありがとうございました。

午前10時52分 閉会